

【返戻金制度について】

当社が紹介した求職者が、自己の都合により、又は就業規則違反等の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は甲から支払われた紹介手数料について、以下に明記した金額を求人者に払い戻すこととする。

・3ヶ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の50%に相当する額

事業所の名称：株式会社名古屋テレビ事業

事業所所在地：愛知県名古屋市中区橘二丁目10番1号